

平成 22 年 1 月 29 日

各 位

西日本シティ銀行

## 「金融円滑化の取組みに関する方針」の公表について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、地域金融の円滑化を図ることが当行の最も重要な役割と捉え、従来からお客さまのご要望等に積極的に対応するよう努めております。

今般、中小企業者や住宅ローンご利用のお客さまからの新たなお借入れおよびお借入れ条件の変更等のご相談・お申込み等に対して、ご要望を真摯にお伺いし、きめ細かく適切にご対応するため「金融円滑化の取組みに関する方針」を制定いたしましたのでお知らせします。

本方針は、「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づくもので、お借入れ条件の変更等に係る取組み姿勢や体制の概要をまとめております。

当行は今後とも適切かつ十分な金融仲介機能を発揮し、地域金融円滑化への取組みをさらに強化してまいります。

「金融円滑化の取組みに関する方針」は[こちら](#)

本件に関するお問い合わせ先  
経営管理部 平川 TEL092-461-1779